

品川区立幼稚園教員の産休・育休に伴う引継実施要綱

制定 平成12年 4月 1日 教育長決定 要綱第 6号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立幼稚園に勤務する教員の妊娠出産休暇（以下「産休」という。）または育児休業（以下「育休」という。）による欠員の補充に当たって、産休または育休となる教員と当該産休または育休となる教員の代替として任用される者（以下「産休代替教員」または「育休代替教員」という。）との間における引継について必要な事項を定め、もって幼稚園における幼児の教育指導の安定、継続を確保することを目的とする。

(対象)

第2条 品川区立幼稚園に勤務する産休または育休となる教員と産休代替教員または育休代替教員との間における引継とする。

(引継内容)

第3条 産休または育休となる教員と産休代替教員または育休代替教員との間における引継内容については、以下の内容に準じて園長が定めるものとする。

(1) 幼児の指導に関する引継

- ア 指導計画、指導内容に関すること。
- イ 指導目標、評価方法等に関すること。
- ウ 幼児の実態把握に関すること。
- エ 保育参観

(2) 学級経営に関する引継

- ア 学級の幼児の指導に関すること。
- イ 学級経営の推進に関すること。

(引継期間)

第4条 産休または育休の補充期間に引き続く前後それぞれ2日間とする。ただし、これにより引継期間を設けることができない場合については、前後1週間以内において連続する2日間を引継期間として設けることができる。

(任用等)

第5条 引継期間には教員を臨時的に任用する。

- 2 前項で任用される教員（以下「引継職員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項に規定する「臨時的任用の職員」とする。
- 3 引継職員は、産休代替教員または育休代替教員をもって任用する。

4 引継教員の身分取扱い、勤務条件等については、産休代替教員および育休代替教員の例による。

(補則)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は平成12年4月1日から適用する。